

児童虐待事例検証報告書

(平成30年12月発生 1歳児死亡事例)

令和3年5月

福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

児童虐待事例等検証部会

報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮した取り扱いをお願いします。

はじめに

B市において、1歳4か月の男児が父母からの虐待を受けて死亡するという痛ましい事件が発生した。

この世帯は、市の要保護児童対策地域協議会においてケース管理を行い、市や児童相談所が家庭訪問をするなど関与していたが、防ぐことができなかった。

事件を受けて、「福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等検証部会」において、本事案について事実の把握や発生原因の分析等の検証を行った。

本報告書は、このような事件が再び起こらないよう、対応の問題点や課題を整理し、再発防止に向けた提言をまとめたものである。

目次

第1 事例検証について	1
1 事例検証の目的	
2 事例検証の方法	
第2 本事例の概要	1～2
第3 本事例の経緯	2～4
第4 本事例の課題	5～13
1 家族関係、母の妊娠・出産に関する状況の把握	
(1) 父母等家族関係の把握	
(2) 母の妊娠・出産に関する状況の把握	
2 乳幼児健診未受診家庭に対する発育状況等の把握	
(1) 出産後の母の状況把握と支援のためのアプローチ	
3 要保護児童対策地域協議会における連携体制、組織的対応、職員の専門性	
4 児童相談所の危機意識の欠如	
第5 再発防止に向けた提言	14～16
おわりに	17
参考資料	
○福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等検証部会委員名簿	18
○事例検証経過	19

第1 事例検証について

1 事例検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき、平成30年12月1日にB市内で1歳4か月の男児が死亡した事例について原因等を分析し、今後取り組むべき課題や方策を検討することにより、再発防止策を福岡県に提言するものであり、関係者の処罰や批判、責任追及を目的とするものではない。

2 検証の方法

(1) 事例検証項目の整理

福岡県A児童相談所（以下「児童相談所」という。）及びB市子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）、B市保健センター（以下「保健センター」という。）等の各機関の対応について、検証部会委員から出された課題、問題点となる事項について整理し、検証項目を作成した。

(2) 関係各機関からの記録の提出

本事例に関与した児童相談所、子育て支援課、保健センターから提出された本事例にかかる記録に基づき、事実の確認を行った。

(3) 関係各機関に対するヒアリング

児童相談所、子育て支援課、保健センターに対し、検証部会によるヒアリングを実施し、事実及び判断等の確認を行った。

(4) 検証部会での検証

関係各機関から提出された記録及びヒアリング等により確認した事実や判断等について検証部会において、分析、議論をした上で、課題の把握と再発防止に向けた対策などについて、検証を行い、報告書を取りまとめた。

(5) 公判との関係

本事例は、逮捕・起訴された父母の公判が行われていないため、当該公判で明らかになる事実を含んでおらず、現時点での情報による検証である。

(6) その他

報告書の作成に当たっては、検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除するなど、プライバシーに配慮した。

第2 本事例の概要

B市の父（23歳）と母（23歳）は、平成30年11月に自宅で当時1歳4か月の三男（本児）に全治3週間のけがをさせた傷害の疑いで令和元年11月6日に逮捕された。

三男（本児）は、平成30年12月に肺感染症で死亡しているが、その際、全身に外傷があった。死亡時の体重は1歳4か月児平均の約10kgを下回っていた。

また、父母は、令和元年11月27日、生存に必要な保護をせずに三男（本児）を死亡させたとして、保護責任者遺棄致死の疑いで再逮捕された。

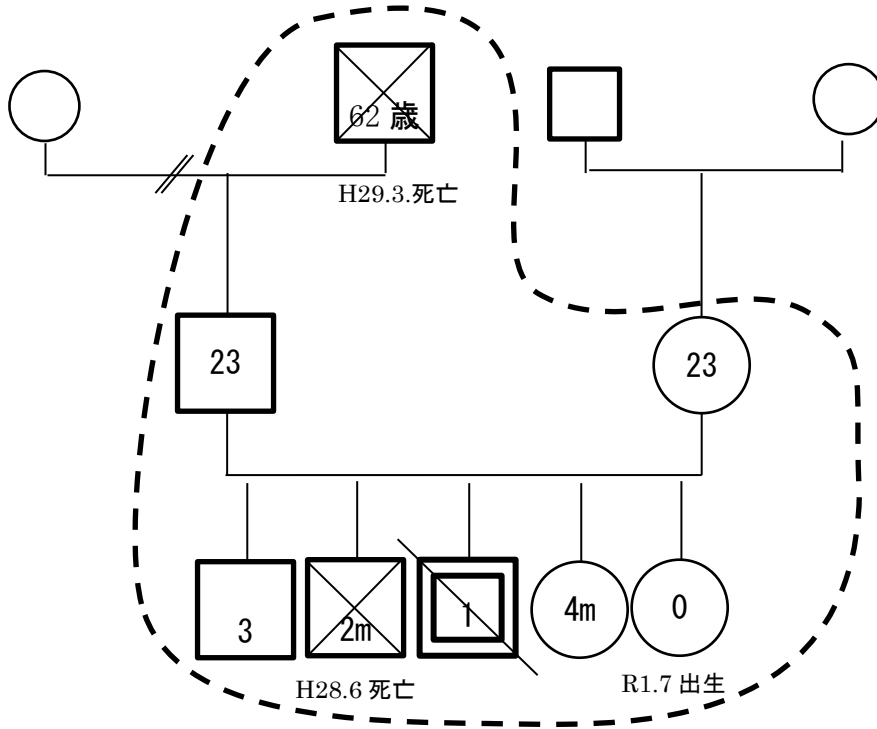
その後、令和元年12月19日、父は傷害罪及び保護責任者遺棄致死罪で、母は保護責任者遺棄致死罪で起訴された。

【家族構成】（年齢は、三男（本児）が死亡した平成30年12月当時）

- ・ 父：23歳、自営業
- ・ 母：23歳、無職
- ・ 長男：3歳
- ・ 次男：生後2か月で乳幼児突然死症候群により死亡（H28.6月）
- ・ 三男（本児）：1歳4か月、肺感染症により死亡（H30.12月）
- ・ 長女：0歳4か月
- ・ 次女：令和元年7月出生

※ 長男、長女は三男（本児）の死亡直後、次女は出生直後に一時保護。

【ジェノグラム】



年齢は、平成30年12月現在、死亡者は死亡時の年齢

第3 本事例の経緯

日付	内容
H27.1月	長男が出生。 子育て支援課は、関係機関から、父から母へのDVの疑いがあることを聴き取り、保健センターと情報共有。
H28.4月	次男が出生。
H28.6.19	次男がSIDS（乳幼児突然死症候群）にて死亡。
H29.5.16	B市は要保護児童対策地域協議会において支援が必要な家庭として管理することを決定。
H29.7月	三男（本児）が出生。
H29.8月 ～10月末	三男（本児）の乳児家庭全戸訪問の日程調整のため、保健センターが母に電話連絡や家庭訪問を実施したが三男（本児）には会えず。
H29.11.1	保健センターが三男（本児）乳児家庭全戸訪問を実施。（生後103日目）

H30.1.19	子育て支援課に長男の顔が腫れている旨の匿名通告あり。 同日、子育て支援課が児童相談所に連絡。 児童相談所が家庭訪問したが、母は長男の状況について、遊んでいて壁に顔がぶつかった旨説明し、児童相談所は、長男の様子等から虐待ではないと判断し、母に気をつけるよう指導。
H30.1月 ～3月初旬	三男（本児）の4か月児健診の受診勧奨のため、保健センターが母に電話連絡や家庭訪問を実施したが三男（本児）には会えず。三男（本児）は4か月児健診未受診。
H30.3.7	保健センターが家庭訪問を実施。8か月児健診等の案内をするが、三男（本児）には会えず。その際、母が長女（第4子）を妊娠していることが判明し、特定妊婦として関わっていくこととなる。三男（本児）は8か月児健診未受診。
H30.5.10	母が長女を妊娠したが、妊婦健診を受診しないため、子育て支援課が児童相談所に通告。 翌日、児童相談所は母と面談し、妊婦健診の受診を指導。
H30.5.14	子育て支援課及び保健センターが家庭訪問したところ、長男のみが在宅していたが三男（本児）には会えず。保護者が不在であったため、児童相談所に連絡。 児童相談所から母に電話連絡したが応答がなかったため家庭訪問。帰宅した母に児童相談所と子育て支援課から子どもだけにしないよう指導。
H30.6.25	母、長男、三男（本児）が諸制度の申請のため子育て支援課に来庁。子育て支援課が三男（本児）を目視。
H30.7.4	母が児童手当の現況確認及び三男（本児）の出産祝金の件で子育て支援課に来庁。子育て支援課は三男（本児）の状況を口頭で聞き取り。
H30.7.5	市民から子育て支援課に、三男（本児）の泣き声がしないことや、姿を見かけないという相談あり。また、児童相談所に、世帯を見かけないという相談あり。 児童相談所は家庭訪問し、不在だったことから不在連絡票を投函。
H30.7.9	児童相談所が子育て支援課へ家庭の状況を確認。7月4日、5日の状況について、子育て支援課と児童相談所で情報を共有。
H30.7月	長女が出生。
H30.7.18	父が出生届等の提出のため子育て支援課等に来庁。子育て支援課は三男（本児）の状況を口頭で聞き取り。
H30.7.19	母が出産し入院中の医療機関で、子育て支援課及び保健センターが母と面談。
H30.7.25	母、長男、三男（本児）、長女が出産一時金の手続きのため子育て支援課に来庁。子育て支援課が三男（本児）を目視。
H30.8月～ 10月初旬	長女の乳児家庭全戸訪問の日程調整のため、子育て支援課が母に電話連絡と自宅訪問を実施。（不在のため会えなかった。）

H30.10.5	保健センターが長女の乳児家庭全戸訪問を実施。今後の健診について案内する。
H30.12.1	三男（本児）が死亡。 病院から三男（本児）に外傷がある旨警察に連絡。その後、警察から児童相談所に通告。同日、児童相談所が長男、長女を一時保護。
R1.7月	次女が出生。生後間もなく、児童相談所が次女を一時保護。
R1.11.6	警察が父母を三男（本児）への傷害容疑で逮捕。
R1.11.27	警察が父母を三男（本児）への保護責任者遺棄致死の容疑で再逮捕。
R1.12.19	父を傷害罪及び保護責任者遺棄致死罪で起訴、母を保護責任者遺棄致死罪で起訴。

第4 本事例の課題

1 家族関係、母の妊娠・出産に関する状況の把握

(1) 父母等家族関係の把握

【事実関係】

子育て支援課は、関係機関から、父から母へのDVの疑いがあることを聴いている。一方で、母からは、育児にあたって、父が協力的であること等を聴いている。

また、子育て支援課は、関係機関から、母は家庭内で孤立している感じがある旨の情報を得ているが、母からは、親族の協力を得ながら、父が育児に参加していることを聴いている。

子育て支援課及び保健センターは、父について、物腰も柔らかく、接した後もお礼を言うなど、攻撃的な様子は見られないと捉えていた。

【課題】

(ア) 子育て支援課及び保健センターは、三男（本児）の妊娠等から、母を10代で妊娠、出産を繰り返す特定妊婦と認識しているが、支援者である父や親族の状況等、養育環境の把握を行っていない。

(イ) 父について、子育て支援課は関係機関から母へのDVの疑い等があることを聴いているが、母から話を聴くのみで、父が本当に子育てを手伝っているのか、DVの事実があるのか等、夫婦の関係性の把握を行っていない。

(2) 母の妊娠・出産に関する状況の把握

【事実関係】

①長男

保健センターは、母子健康手帳交付時に母と面談した際、出産後の支援を提案したが母は拒否気味であった。母は妊婦健診を9回受診している。

子育て支援課は、出産後に、周囲にサポートしてくれるような人もいないこと、10代という母の年齢、入院中に本児を置いて父母で外出していること等から、養育に不安があるとの情報を得ていた。

そのため、子育て支援課は保健センターへ情報提供し、退院後の支援を依頼した。

出産後2か月目に保健センターは乳児家庭全戸訪問により母と面談している。

②次男

母子手帳交付後、保健センターは、長男の8か月児健診の再診時に、妊娠27週の母に会った。その際、長男の身長と体重の増加が不良であったことから病院の受診を勧奨した。母は妊婦健診を10回受診している。

③三男（本児）

三男（本児）の妊娠、次男のSIDS（乳幼児突然死症候群）を含め養育においてハイリスク家庭であることから、母を特定妊婦として対応し、平成29年5月16日のB市要保護児童対策地域協議会において管理していくこととした。

母は妊婦健診を10回受診している。

④長女

保健センターは、三男（本児）の4か月児健診の受診勧奨のため家庭訪問した際、母から長女を妊娠したこと、病院までの距離や費用について悩んでいることを聴き取っ

た。その後、母に対し家庭訪問等により妊婦健診の受診勧奨を行ってきたが、受診予定日を過ぎても受診せず、胎児の様子が確認できないことから、子育て支援課と保健センターが協議を行い、長女の出産に関してリスクが高いと判断した。

子育て支援課は、妊娠を把握してから2か月後に、妊婦健診未受診は長女に対する虐待であるとして、受診を促してもらうよう児童相談所に通告した。

通告翌日に、児童相談所は母と面談し、早急に妊婦健診を受診するよう指導した。また、児童相談所は、面談の際に、母が経済的に困っていると話したことを子育て支援課へ報告した。

子育て支援課はその情報を保健センターと共有し、庁内関係課と連携により支援した。その後、母は妊婦健診を5回受診している。

【課題】

(ウ) 子育て支援課は、関係機関から、長男を置いて父母で外出していることを聴いているが、その後、事実関係について、調査をしておらず、虐待のリスク判断が適正になされていない。

(エ) 児童相談所は、子育て支援課から通告があった「長女の妊婦健診の受診勧奨」のみを行っている。当該家庭のDV、社会的孤立、経済的課題等を把握するなど虐待リスクを判断するための家族全体のアセスメントを行っていない。

2 乳幼児健診未受診家庭に対する発育状況等の把握

(1) 出産後の母の状況把握と支援のためのアプローチ

【事実関係】

① 長男

保健センターは、乳児家庭全戸訪問の日程調整で母へ5回の電話連絡を行った。母から応答がないことや、母から延期の申し入れ等があったことから、実施は出産から約2か月後となった。

乳児家庭全戸訪問を実施した保健センターは、母は若年であること等から継続的に関わる必要があるが、母子の様子からDVや児童虐待の懸念は低いと判断した。

乳児家庭全戸訪問から2か月半後の4か月児健診において身長と体重の増加が不良であったことから、保健センターが母に再診を働きかけたが、日程調整がつかず再診は未実施であった。8か月児健診においても身長と体重の増加が不良であり、再診も同様の結果であったため、病院の受診を勧奨したが、受診していない。

その後、長男は1歳6か月児健診や3歳児健診を受診していない。1歳6か月児健診の予定時期以降、母が長男を連れて、諸手続きのため、市役所を7回訪れているが、子育て支援課及び保健センターにおいて、身長、体重等の身体的状況の把握はしていない。

長男が3歳10か月の時、三男（本児）の死亡の件で父母が取り調べを受けることになり、警察から長男の身柄付き通告を受けた田川児相が一時保護を行った。

②次男

保健センターは、乳児家庭全戸訪問の日程調整に併せて病院の受診勧奨を行うため、母へ5回の電話連絡を行ったが、いずれも母からの応答がなかった。

保健センターは、次男と接触できないまま、生後2か月でSIDS（乳幼児突然死症候群）にて死亡した。

③三男（本児）

三男（本児）は1か月児健診を病院にて受診。保健センターは、乳児家庭全戸訪問の日程調整で母へ8回の電話連絡と1回の家庭訪問を行ったが、母からの応答等がなく実施は出産の約3か月半後となった。

4か月児健診は、保健センターが3回の電話連絡と1回の家庭訪問を行ったが、母からの応答等がなく受診に至っていない。8か月児健診も受診に至っていない。

8か月児健診の予定時期である平成30年3月に保健センターが家庭訪問を行った際、駐車場の車の中にいた母と長男を確認するが、三男（本児）については、母から話を聴くのみで、目視による確認は行っていない。

また、平成30年5月の子育て支援課及び保健センターによる家庭訪問時に、家の中から三男（本児）と思われる泣き声がしていた。帰宅した父から、三男（本児）は事務所に預けている旨聴いたが、それ以上の確認はなかった。

1か月児健診受診以降、平成30年6月と平成30年7月に、諸手続きのため、母が三男（本児）を連れて子育て支援課を訪れている。子育て支援課は、6月の来訪時に、職員が三男（本児）を抱きかかえ、全体的に小柄で体幹の弱さがありそうなことは把握したが、身長や体重等の身体的状況の把握はしていない。

④長女

保健センターは、乳児家庭全戸訪問の日程調整で母へ9回の電話連絡と3回の家庭訪問を行ったが、母からの応答等がなく実施は出産の約2か月半後となった。

長女が4か月の時、三男（本児）の死亡の件で父母が取り調べを受けることになり、警察から長女の身柄付き通告を受けた児童相談所が一時保護を行った。

【課題】

- (オ) 当家庭は養育力不足のため見守り支援が必要とされていたが、三男（本児）の数度の乳幼児健診への受診勧奨にもかかわらず、4か月児健診、8か月児健診のいずれも未受診である。子育て支援課及び保健センターは、生後3か月以降、来庁時の目視を除き、三男（本児）と会っていない。
そのような中、三男（本児）やきょうだいについて、家庭訪問や市役所来庁時など機会があったが、身長や体重など発育状況の確認をしていない。
- (カ) 子育て支援課は、長男の出生時に、父母が長男を置いて外出した旨関係機関から聴いており、また子育て支援課及び保健センターは、平成30年5月の家庭訪問時に、家の中から三男（本児）と思われる泣き声がしていたが、帰宅した父から三男（本児）は事務所に預けている旨の発言を聴き、それを信じ、それ以上の確認をしていない。
- (キ) 健診未受診が続くことは、虐待のリスクが高いと捉えるべきである。子育て支援課及び保健センターは、三男（本児）及びきょうだいの乳幼児健診未受診の状況が常態化するなか、直近に出生した児の健診の受診勧奨に終始している。三男（本児）及びきょうだいの安全確認、保護者の養育に関する調査の実施など家庭全体のアセスメントを行っておらず、虐待に対する適正なリスク判断がされていない。

3 要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という）における連携体制、組織的対応、職員の専門性

【事実関係】

（1）要対協実務者会議 1 回目（H29.5.16）～ 要対協実務者会議 2 回目（H30.5.15）

平成 29 年 5 月 11 日、子育て支援課が児童相談所と協議し、父から母へのDVの疑い、次男のSIDS（乳幼児突然死症候群）での死亡、三男（本児）の妊娠などからハイリスク家庭とし要対協においてケース管理をすることとした。

平成 29 年 5 月 16 日、要対協実務者会議（1 回目）において

- ・ 管理区分C（3～4 か月に 1 回のペースでの状況確認）とし、今後の方向性と役割分担を、
 - ・ 保健センターが中心となり見守りを行うこと
 - ・ 保健センターが病院と母の妊婦健診と出産に関して連絡を取り合うこと
 - ・ 病院で何か問題が起こった場合は保健センターに連絡してもらうこと
 - ・ 父から母へのDVがあった場合は把握した関係機関が市男女共同参画センターへ連絡すること、
 - ・ 保健センターが母に連絡を入れて関係を築き、長男の保育所入所を勧めていくこと
 - ・ 子育て支援課が平成 29 年 6 月の児童手当現況届の受付時に母と接触し、保育所入所を勧めることに決定した。

参加機関：市【子育て支援課、保健センター、男女共同参画センター、高齢障がい課、教育委員会】、児童相談所

協議ケース数：9 世帯 19 件、所要時間：2 時間 30 分程度

平成 29 年 6 月から 7 月の間、子育て支援課、保健センターは、面談 1 回、電話連絡 3 回（うち、2 回不通）を行い、長男の 1 歳 6 か月児健診、保育所入所、三男（本児）の妊婦健診の受診勧奨を行ったが、いずれも実施には至らなかった。

7 月 27 日、保健センターは病院から、三男（本児）が無事に出生したとの情報を受け、子育て支援課と児童相談所とでその情報を共有した。

8 月から 10 月にかけて、保健センターが三男（本児）の乳児家庭全戸訪問で、8 回の架電（うち、7 回不通）と 1 回の家庭訪問を行うが、実施には至らなかった。

11 月 1 日、保健センターは母へ架電するが応答がないため、家庭訪問を実施。母と三男（本児）が在宅していたため、乳児家庭全戸訪問を実施し、身長・体重の測定や調乳指導等を行った。

平成 30 年 1 月 19 日、子育て支援課に、長男の顔が腫れている旨の匿名の通告があり、子育て支援課から連絡を受けた児童相談所が家庭訪問を実施した。母は長男の状況について、遊んでいて壁に顔がぶつかった旨説明し、長男の様子等から児童相談所は虐待ではないと判断し、母へ気を付けるよう指導した。児童相談所、子育て支援課、保健センターで情報を共有した。

1 月から 2 月の間、3 回、保健センターは、三男（本児）の 4 か月児健診の勧奨のため、架電や家庭訪問をするが、母と連絡が取れなかった。

3 月 7 日、保健センターは、家庭訪問し、駐車場に停めていた車の中にいた母と面談し、長女を妊娠したこと、経済的に悩んでいること、三男（本児）の保育所入所手続きを行っていないことを聴き取った。三男（本児）は父と家にいるとのことであり、目視はしていない。

訪問時の状況は子育て支援課と情報共有し、保健センターが病院へ妊婦健診の受診状況を確認すること、8か月児健診前に三男（本児）の安否確認を行うこととした。

3月14日、子育て支援課と保健センターが家庭訪問し、母へ妊婦健診の受診勧奨を行った。三男（本児）の8か月児健診受診時に長女の母子健康手帳の交付や妊婦健診の受診状況を確認することとしたが、8か月児健診は受診せず。

4月13日、子育て支援課と保健センターが家庭訪問し、母から妊婦健診が未受診であること、4月20日に妊婦健診を受診予定であることを聴きとったが、母は妊婦健診を受診していない。

4月25日、4月27日、5月1日、妊婦健診受診勧奨のため、保健センターが母へ架電したが応答なし。5月2日に保健センターと子育て支援課がそれぞれ家庭訪問、5月9日には、保健センターが家庭訪問したが、母は不在であった。

5月10日、子育て支援課は、母の妊婦健診未受診が続いていることから、長女（胎児）に対する虐待として、児童相談所へ通告を行った。

翌日、家庭訪問した児童相談所は、母と面談し、早急に妊婦健診を受診するよう指導し、母は了承した。児童相談所は、面談の際に、母が経済難等で受診できていない旨話したことを子育て支援課と情報共有した。

5月14日、子育て支援課と保健センターが家庭訪問したところ、長男のみが在宅しており、三男（本児）には会えなかった。保護者が不在であったため、児童相談所に連絡。児童相談所は、母に架電したが応答がなかったため家庭訪問を実施。児童相談所が到着する前に帰宅した母に、子育て支援課が子どもだけを置いて出掛けられないよう伝えた。その後児童相談所からも改めて幼い子供を置いて出掛けられないよう注意した。

(2) 要対協実務者会議 2 回目 (H30.5.15) ~ 要対協実務者会議 3 回目 (H30.6.19)

5月15日、要対協実務者会議（2回目）において、母の妊婦健診未受診が続いていることから、

- ・ 管理区分をB（2～3か月に1回ペースでの状況確認）に引き上げ、主担当機関を保健センターから子育て支援課へ変更
- ・ 子育て支援課が長女の出産に関して母と助産制度の手続きを含めた面談を実施すること
- ・ 子育て支援課との面談のため来庁した母へ保健センターが母子健康手帳を交付すること
- ・ 平成29年11月の乳児家庭全戸訪問後は三男（本児）を目視できていないことから、関係機関で三男（本児）の安全確認（目視）を行うことに決定した。

参加機関：市【子育て支援課、保健センター、男女共同参画センター、高齢障がい課、教育委員会】、
児童相談所

協議ケース数：7世帯15件、所要時間：2時間30分程度

5月17日、子育て支援課が妊婦健診の受診勧奨のため母に架電したが応答がなかった。子育て支援課と保健センターは、関係課と協議し、家庭訪問するが母と会えなかった。

5月23日、児童相談所は、三男（本児）の安全確認の状況を確認するため子育て支援課へ架電し、相変わらず母と連絡が取れないこと、5月19日の地域の祭りで他部署の市職員が長男と三男を目視したこと等を聴き取った。

5月24日、子育て支援課が保健センターと家庭訪問し、父と面談。父は、諸制度の手続きのため、明日母を市役所へ行かせることを約束した。子育て支援課と児童相談所は、この情報を共有した。

5月29日、子育て支援課と保健センターが来庁した母と面談した。その際、母は長男や三男（本児）は母方親族宅に預けてきたと話し、三男（本児）の安全確認はできなかった。母の体調は良さそうで健康状態等に不安はない様子であった。

子育て支援課と保健センターが諸手続きを進めるため、病院の早期受診を勧奨した。

5月30日、子育て支援課が前日の母とのやり取りについて児童相談所に情報共有した。また、子育て支援課は、母が関係課に来庁しないため架電するが応答がなかった。その後、母から折り返しの連絡があるが担当者が不在だったため、5月31日に改めて子育て支援課が母へ架電することとなった。

5月31日、子育て支援課が母へ架電し、母は6月4日に関係課へ来庁することとなった。

6月8日、子育て支援課は、母へ架電するが応答がなかった。子育て支援課と保健センターは児童手当が支給される6月11日に家庭訪問等を行うこととした。

6月11日、関係課への来庁を働きかけるため子育て支援課と保健センターが家庭訪問し、父母と面談。長男は目視したが、三男（本児）は祖母宅へ預けているとのことで、目視できなかった。

6月12日、子育て支援課は、病院から、本日母が妊婦健診を受診したこと等の報告を受けた。子育て支援課と保健センター、児童相談所は、情報を共有した。

6月15日、子育て支援課は、病院へ照会し、母が予定通り6月14日に受診したことを確認した。

(3) 要対協実務者会議3回目（H30.6.19）～ 要対協実務者会議4回目（H30.7.17）

6月19日、要対協実務者会議（3回目）において、母が病院を受診し長女（胎児）を安全に出産できるようにするため、今後は

- ・ 子育て支援課が、長女の出産にかかる諸制度の手続きの支援、病院との調整、長男、三男（本児）の保育所入所の支援を行うことに決定した。

参加機関：市【子育て支援課、保健センター、男女共同参画センター、高齢障がい課、教育委員会】、児童相談所

協議ケース数：8世帯19件、所要時間：2時間30分程度

6月25日、諸制度の申請のため、母が長男と三男（本児）を連れて来庁。子育て支援課職員が、三男（本児）を抱きかかえ、全体的に小柄で体幹の弱さがありそうなことは把握したが、身長や体重等の計測は行っていない。子育て支援課と保健センターで、この情報を共有した。

6月28日、子育て支援課が母へ架電し、児童手当の現況確認や出産祝金の手続きの件で来庁を促した。

7月4日、長男を連れて子育て支援課に来庁した母から、三男（本児）は父が子守をしていること、妊婦健診は順調であることを聴き取った。子育て支援課と保健センターで、この情報を共有した。

7月5日、市民から子育て支援課に、三男（本児）の泣き声がしないことや姿を見か

けない旨の相談があった。また、児童相談所に、世帯を見かけない旨の相談があった。児童相談所は家庭訪問し、不在だったことから不在連絡票を投函した。

7月9日、児童相談所が子育て支援課に架電し、7月4日に母が子育て支援課を来庁したことを聴き取った。7月5日の状況について、子育て支援課と児童相談所で情報を共有した。

(4) 要対協実務者会議 4 回目 (H30.7.17) ~

7月17日、要対協実務者会議(4回目)において、

- ・子育て支援課と保健センターは長女の出産後に病院へ面会に行くこと
- ・子育て支援課と保健センターは母子の退院後に乳児家庭全戸訪問を実施すること
- ・子育て支援課は長男、三男(本児)の保育所入所の支援を行うこと
- ・子育て支援課は出産後の諸手続きについて病院と調整することに決定した。

参加機関：市【子育て支援課、保健センター、男女共同参画センター、高齢障がい課、教育委員会】、
児童相談所

協議ケース数：6世帯15件、所要時間：2時間30分程度

7月18日、父が子育て支援課に来庁し、長女の出生届や児童手当等の手続きを行った。

7月19日、子育て支援課と保健センターが病院で母子と面会し、長男と三男(本児)は母方実家の協力を得ながら父がみていることを聴き取った。母は、乳児家庭全戸訪問の受入を快諾した。子育て支援課と保健センターは、困ったことがあれば連絡するよう助言した。

翌7月20日に子育て支援課と児童相談所は、この情報を共有した。

7月25日、長男、三男(本児)、長女を連れて母が、出産一時金の手続きのため、来庁した。子育て支援課は三男(本児)を目視したが、身長・体重等の計測は行っていない。

8月15日、子育て支援課は、病院から、7月27日に長女が産後の継続看護外来を受診したこと、8月16日に1か月児健診を受診予定であることを聴き取った。

8月17日、子育て支援課は、病院から、予定通り8月16日に長女が1か月児健診を受診したこと、発育は特に問題のないこと、出産後の諸手続きが完了していることの報告を受けた。

8月27日、子育て支援課が長男と長女を連れて来庁した母と面談し、三男(本児)は父がみていること、育児の困り感はないことを聴き取った。母は長女の乳児家庭全戸訪問を承諾した。

8月28日、8月29日、9月3日、子育て支援課が長女の乳児家庭全戸訪問の件で架電するが応答がなかった。

9月4日、9月5日、9月7日、子育て支援課と保健センターは、電話連絡、家庭訪問するが応答がなかった。

9月13日、子育て支援課は母から連絡を受け、乳児家庭全戸訪問の日程は母が再度連絡を入れることになった。子育て支援課と保健センターは、この情報を共有した。

9月19日、子育て支援課は母から連絡を受け、乳児家庭全戸訪問の日程は改めて母が連絡することとなった。

9月25日、26日、子育て支援課は長女の乳児家庭全戸訪問の件で電話連絡するが

応答がなかった。子育て支援課と保健センターは、この情報を共有した。

9月28日、子育て支援課と保健センターは家庭訪問するが不在のため、不在連絡票を投函した。

10月1日、母から子育て支援課に電話が入るが担当者不在のため折り返し電話連絡するも、応答がなかった。

10月2日、母から子育て支援課に連絡があり、長女の乳児家庭全戸訪問を10月5日に行うこととなった。子育て支援課と保健センターは、この情報を共有した。

10月5日、子育て支援課と保健センターが、長女の乳児家庭全戸訪問を実施した。母と長女が在宅しており、長男と三男（本児）は父の仕事場に行っているとのことで確認できなかった。居室の衛生面、長女の健康状態等、特に問題はなかった。母は、父は長女をかわいがり、子育てを手伝ってくれる、経済的にも落ち着いてきたと話した。また、母は、長男、三男（本児）、長女の保育所入所について、今のところ必要ないと話した。子育て支援課は、具体的に入所を検討するときは相談するよう母へ伝えた。以後、子育て支援課、保健センターは、三男（本児）等の安全確認を行っていない。

【課題】

(ク) 要保護児童対策地域協議会における健診未受診の背景にある家族の課題の把握、リスク判断等が不十分であった。そのため、平成30年5月15日の要対協実務者会議（第3回）において、「関係機関で三男（本児）の安全確認（目視）を行うこと」していたが、具体的にどの機関が責任を持って安全確認を行うのかが決められていない。

また、同年7月17日の要対協実務者会議（第4回）後は、長女の妊婦健診等の受診勧奨が中心になっており、母が三男（本児）等の保育所入所を断って以降、安全確認が行われていない。

(ケ) 要保護児童対策地域協議会の管理区分は確認の頻度ではなく、リスク管理の区分である。平成30年7月17日に要対協実務者会議（4回目）が開かれて以降、7月25日に子育て支援課の保健師が三男（本児）を腕の中に抱きかかえたのみで、関係機関による家庭訪問等や市（子育て支援課、保健センター）と児童相談所の情報共有はなく、要対協実務者会議は開催されていない。

4 児童相談所の危機意識の欠如

【事実関係】

平成29年5月11日、子育て支援課が児童相談所と協議し、父から母へのDVの疑い、次男のSIDS（乳幼児突然死症候群）での死亡、三男（本児）の妊娠などからハイリスク家庭とし要対協においてケース管理をすることとした。

平成30年1月19日、子育て支援課に、長男の顔が腫れている旨の匿名の通告があり、子育て支援課から連絡を受けた児童相談所が家庭訪問を実施した。母は長男の状況について、遊んでいて壁に顔がぶつかった旨説明し、長男の様子等から児童相談所は虐待ではないと判断し、母へ気を付けるよう指導した。児童相談所、子育て支援課、保健センターで情報を共有した。

5月10日、子育て支援課は、母の妊婦健診未受診が続いていることから、長女（胎児）に対する虐待として、児童相談所へ通告を行った。

翌日、家庭訪問した児童相談所は、母と面談し、早急に妊婦健診を受診するよう指

導し、母は了承した。児童相談所は、面談の際に、母が経済難等で受診できていない旨話したことを子育て支援課と情報共有した。

5月14日、子育て支援課と保健センターが家庭訪問したところ、長男のみが在宅しており、三男（本児）には会えなかった。保護者が不在であったため、児童相談所に連絡。児童相談所は、母に架電したが応答がなかったため家庭訪問を実施。児童相談所が到着する前に帰宅した母に、子育て支援課が子どもだけを置いて出掛けられないよう伝えた。その後児童相談所からも改めて幼い子供を置いて出掛けられないよう注意した。

5月23日、児童相談所は、三男（本児）の安全確認の状況を確認するため子育て支援課へ架電し、相変わらず母と連絡が取れないこと、5月19日の地域の祭りで他部署の市職員が長男と三男を目視したこと等を聴き取った。

6月12日、子育て支援課は、病院から、本日母が妊婦健診を受診したこと等の報告を受けた。子育て支援課と保健センター、児童相談所は、情報を共有した。

7月5日、市民から子育て支援課に、三男（本児）の泣き声がしないことや姿を見かけない旨の相談があった。また、児童相談所に、世帯を見かけない旨の相談があった。児童相談所は家庭訪問し、不在だったことから不在連絡票を投函した。

7月9日、児童相談所が子育て支援課に架電し、7月4日に母が子育て支援課を来庁したことを聴き取った。7月5日の状況について、子育て支援課と児童相談所で情報を共有した。

7月19日、子育て支援課と保健センターが病院で母子と面会し、長男と三男（本児）は母方実家の協力を得ながら父がみていることを聴き取った。母は、乳児家庭全戸訪問の受入を快諾した。子育て支援課と保健センターは、困ったことがあれば連絡するよう助言した。

翌7月20日に子育て支援課と児童相談所は、この情報を共有した。

【課題】

- (コ) 児童相談所は、平成30年5月14日に子どもを置いて両親が外出している旨の通告や、同年7月5日に世帯を見かけていない旨の相談等を受けている。また要対協実務者会議において三男の目視など安全確認ができていない状況が続いているとの情報も得ている中、虐待リスクに対する危機意識の欠如から、他機関による見守りと位置づけ、自ら積極的な介入を行わず、また、市に対する助言、指導が不十分であった。

第5 再発防止に向けた提言

1 乳幼児健診未受診者に対する市町村の役割

- (1) 市町村は、乳幼児健診の未受診が続く場合、母子保健や虐待におけるリスクが高いことを自覚し、持ち運び可能な身長・体重計を備えて置くなど、市町村窓口への来所など様々な機会を捉え、必ず身体の様子が測定できる体制を備えること。
- (2) 市町村は、10代で妊娠、出産を繰り返すなど特に養育支援が必要な母親に対して支援を行う場合、親族等の支援者の状況、配偶者との関係性など世帯の状況を把握、情報を整理するとともに、要保護児童対策地域協議会の場を通じ的確に関係機関と共有し、適切な支援に繋げていくこと。
- (3) 年齢が上がると乳幼児健診の機会が減少するなど、子どもの状況を把握することが困難となる。
在宅で保育園等に行っていない就学前の子どもについて、市町村は、定期的な家庭訪問等により、安全確認を行うこと。

2 児童相談所と市町村との連携

- (1) 児童相談所及び市町村は、乳幼児健診の未受診が続き、特に子どもが増えるにつれ未受診が顕著になる場合は、安否確認ができていないことに対する強い危機意識を持つこと。
- (2) 児童相談所は、児童福祉法に基づく立入調査や一時保護等の権限を有している。主となる支援機関が市町村であっても、児童相談所は「子どもの権利擁護の最後の砦」であるとの考えを強く持ち、これまでの虐待に係る通告や児童の安全確認ができていないこと等を踏まえ、「緊急度アセスメントシート」及び「子どもの安全確認チェックリスト」等により虐待のリスクを適正に判断し、権限行使を背景とした介入（一時保護等）に積極的に取り組むこと。
- (3) 再三の電話連絡や家庭訪問など受診勧奨を行っても乳幼児健診の未受診が続く場合においても、市町村は保護者との関係性の維持を重視し、当該家庭に強く踏み込めないことがある。
このため、市町村が、保護者の養育に関する調査等を適切に行ったうえで、児童相談所と一定のルールのもと役割分担し、児童の安全確認を行う仕組みが必要である。
「乳幼児健診未受診者に対する受診勧奨のためのルール」（福岡ルール（仮称）、16ページ参照）を定め、これをモデルとし、児童相談所と市町村とが連携して児童の安全確認に取り組むこと。

3 要保護児童対策地域協議会の適切な運営と機能強化

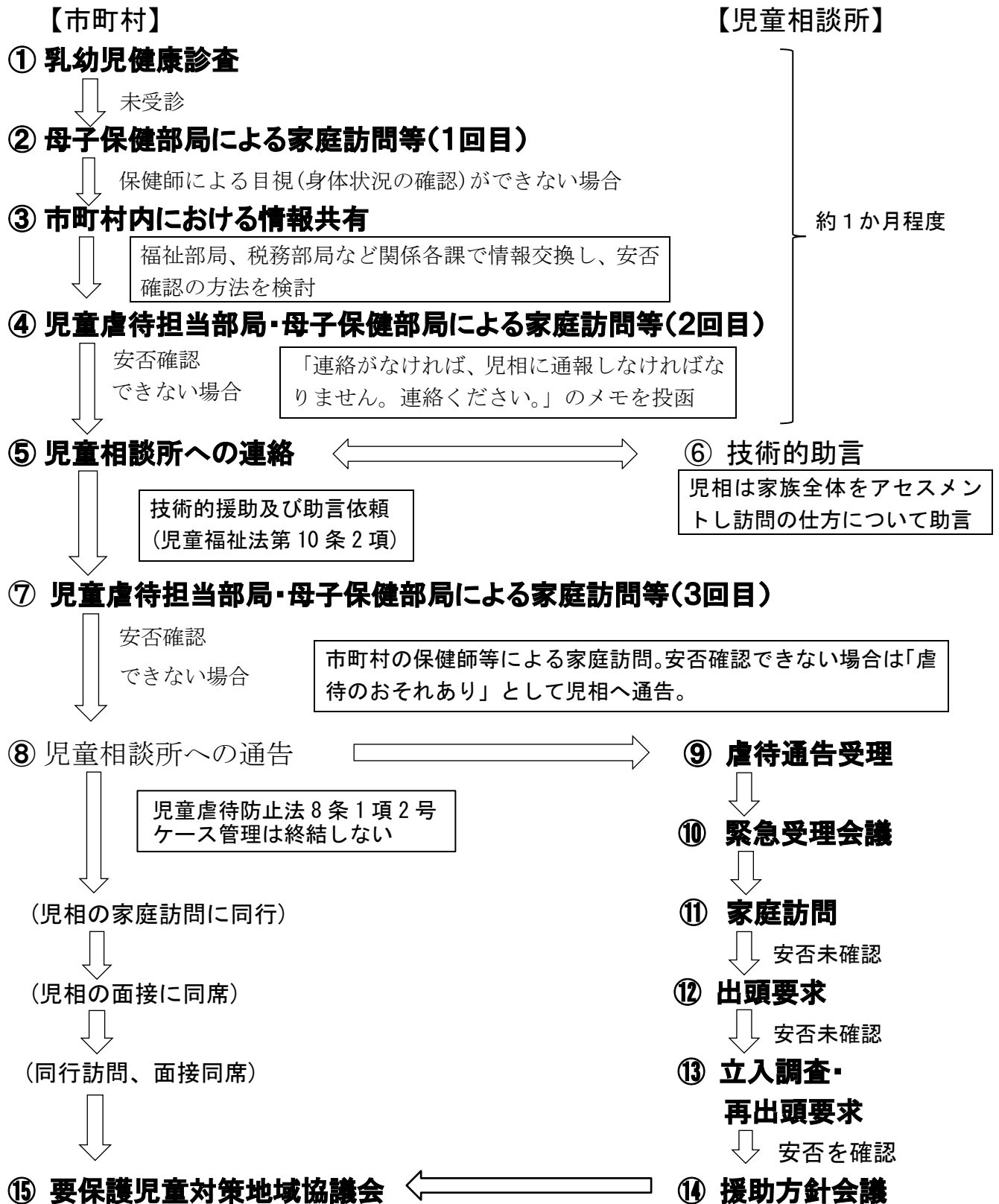
- (1) 要保護児童対策地域協議会においては、配置された専任の調整担当者のもと、相談主訴の改善状況だけでなく、「緊急度アセスメントシート」及び「子どもの安全確認チェックリスト」を活用して家族全体をアセスメントするとともに、主たる支援機関や管理目標を定め、定期的に進行管理していくこと。
これを徹底するため、県は、要対協の調整担当者に対し、以下の点に留意した研修を実施すること。
- ① 乳幼児健診未受診の背景にある家族全体の課題の把握、リスク判断を適切に行い、相談主訴となる児童及びきょうだい児の安全確認をどのように行っていくのかなど、ケースに応じた管理を徹底する。
 - ② 特に、児童の目視ができないなど、養育状況の把握等が難しいケースでは、速やかに個別ケース検討会議を開催し、直接支援に関わる担当者同士で、病院や学校での状況など頻繁に情報を共有するとともに地域の民生委員等を活用したモニタリング体制を構築する。
 - ③ 乳幼児健診未受診者の安全確認を行う際には、保健師等の専門家による目視と身長・体重の確認を徹底する。
 - ④ 要対協の実務者会議においては、主たる支援機関や管理する目標の推移等が明示された資料により、進行管理を行う。

4 児童相談所職員及び市町村職員の専門性等の向上

- (1) 児童相談所は、乳幼児健診の未受診や市町村において子どもの安全確認が行われていないこと等を踏まえ、児童を虐待から守る専門機関として、危機意識を強く持ち、要保護児童対策地域協議会で協議される全ての児童虐待ケースについて、相談主訴だけでなく家族全体のアセスメントを的確に行い、市町村に対し助言指導するとともに、状況に応じて、自らが安全確認のための家庭訪問を行うこと。
- (2) 県は、これまでの児童福祉司を任用する際の法定研修や市町村の担当者に対する研修に加え、検証事例を踏まえた研修や児童相談所職員と市町村職員（保健部門と福祉部門）の合同による乳幼児健診未受診者への対処方法など虐待の兆候に気付きにくい具体的なケースを想定した演習（ロールプレイ）を実施するなど、現場での対応力を高めるための研修に取り組むこと。
- (3) 平成28年の児童福祉法改正において、市町村は社会福祉士や公認心理師等の専門職が配置され、子どもや家庭を総合的に支援する「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めることとされた。平成30年12月には、国は「児童虐待防止総合強化プラン」を策定し、令和4年度までに、全市町村が拠点を設置することを求めている。
この拠点は、虐待の疑いがあるなど、支援が必要な子どもと家庭に対して、家庭訪問等を行い、実情を把握するとともに、市町村の母子保健、子育て支援などの担当部局はもとより、児童相談所、学校、警察等の関係機関と情報を共有し連携しながら、必要な支援を継続的に行っていくものである。
県は、この拠点が早急に整備されるよう様々な機会を通じ市町村に働きかけること。

乳幼児健診未受診者に対する受診勧奨のためのルール 「福岡ルール（仮称）」

※太字は主担当機関を表している。



児童相談所は、⑨虐待通告受理の後、速やかに安否確認(⑩から⑬)を行う。安否確認後、⑭援助方針会議において、市町村からの情報等を踏まえ、児童や家庭の状況等のアセスメントを行い、援助方針(一時保護、在宅での児相による見守り、在宅での市町村での見守り)を決定する。

市町村の見守りとなった場合、市町村は、⑮要保護児童対策地域協議会において、児童相談所の援助方針を踏まえ主担当機関や支援内容等を決定する。

おわりに

福岡県においては、平成20年度から児童虐待事例等検証部会が設置され、虐待で死亡した事例を検討することを通じて、虐待死に至ったさまざまな課題を究明し、再発防止を目指すこととしている。

今回は、一昨年12月に発生した虐待事例を検証した。検証作業の中で、B市は特定妊婦である母から話を聞くのみで支援者である父や親族の状況等養育環境の把握をしていなかったこと、児童相談所はB市から通告があった妊婦健診の受診勧奨のみを行っており、DV、社会的孤立、経済問題等を把握するなど虐待リスクを判断するための家族全体のアセスメントを行っていなかったことなど、亡くなった三男（本児）に関わった関係機関にいくつもの課題が浮かび上がった。

これらの項目は、今回の検証事例に関連した機関だけの課題でなく、児童虐待にかかわる多くの機関が陥りやすい問題と考えた。

この報告書が県内の児童虐待にかかわる多くの機関に共有され、また今回の提言を真摯に捉え、二度と児童虐待によって子どもが死ぬことがないように切に願う。

令和3年5月6日

福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

児童虐待事例等検証部会 部会長 安部 計彦

○福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等検証部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職 名
○ 安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授
石田 光史	県弁護士会弁護士
稲光 毅	県医師会理事（小児科医）
花田 悦子	県児童養護施設協議会副会長
松崎 佳子	広島国際大学心理科学研究科実践臨床心理学専攻特任教授
山下 洋	九州大学病院子どものこころの診療部特任准教授（精神科医）

○は、部会長

○事例検証経過

	開催年月日	内容
第1回	令和2年2月13日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証の目的の確認 ・ 検証の方法・スケジュールの確認 ・ 事案概要の把握 (関係機関からのヒアリング等)
第2回	令和2年10月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係の明確化 (関係機関からのヒアリング等) ・ 検証にあたっての課題の整理
第3回	令和2年12月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題についての検討
第4回	令和3年2月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題についての検討
第5回	令和3年3月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証報告書の検討
第6回	令和3年4月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証報告書のまとめ